

## 日本大学の目的及び使命

日本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしめない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

日本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする（学則第1章、第1節、第1条・第2条）。

## 日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

### 工学部の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

基礎教育の徹底により、工学の基礎力を修得し、自主的に考察し判断できる発想力及び解析能力を培う。さらに、工業技術が社会と環境に及ぼす影響を理解することにより、高い倫理観をもって調和のとれた持続可能な社会の実現に貢献できる人間性豊かな技術者を養成する。

また、教育研究活動を通じて地球環境の保護と健康的な生活に工学の立場から寄与し、その成果を社会と地域に還元する。

### 工学部（学士(工学)）の教育課程の編成及び実施に関する方針

工学部は、卒業の認定に関する方針に適う人材を養成するため、次表に基づき、4年間を通じて、体系的なカリキュラムを編成し実施する。また、各科目における教育内容・方法、成績評価方法及び評価基準をシラバス等で明示し、学生に周知した上で、実施する授業形態に即し、公正かつ厳正に評価を行う。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素(コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い知識・教養に基づく高い倫理観を涵養することができる。	工学にかかわる分野で社会と環境に貢献できる工学的手法の習熟と、それらを駆使できる幅広い教養・科学の学修を遂行し高い倫理観を涵養することができる。
日本及び世界の現状を理解し、説明する力	グローバル化する社会における工学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。	日本大学並びに日本大学工学部の使命を理解し、自らの専門分野の日本および世界における工学的役割や諸問題を幅広く見渡し、説明することができる。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素(コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
論理的・批判的思考力	体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ、工学技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。	工学にかかわる分野の基礎となる、論理的・科学的・批判的思考の重要性や手法を、体系化された継続的な学修によって理解・習得し、専門分野における幅広い知識の吸収と高度な技術力を身につけ、発揮することができる。
問題発見・解決力	工学の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。	持続可能な社会の実現に向けた、工学にかかわる幅広い分野の知識や技術の学修を通して、問題解決型や提案型の思考に接することで想像力を養い、豊かな発想と高度な分析を通して、自ら問題を発見し解決できる。
挑戦力	地球環境の保全や健康的な生活に工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。	持続可能な社会の実現に向けて自ら考え行動し、工学にかかわる分野で社会に貢献できる専門知識・技術を体系的に身につけ、自らのキャリアデザインも含めて、新しいことに果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	社会性を持つ工学技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。	社会性を持つ工学にかかわる分野の技術者として、豊かな人間関係づくりの土台となる心身の健康、集団での行動、また多様なメディアを通してのコミュニケーション力を身につけ、自分と異なる立場の他者を理解・尊重しつつ、自らの考えを相手に伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	工学技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	学修における協働作業のなかで、他者と協働し社会に貢献できる人間性豊かな技術者になる素養を身につけ、集団のなかでリーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、工学技術者として自己を高めることができる。	工学にかかわる分野に関して、常に他者の意見や自己に対する評価を謙虚に受け止め、自らの学修や活動の達成度を謙虚に振り返り、新しい知識や技術の習得に励むことができる。

## 土木工学科 カリキュラム・ポリシー

土木工学科では、日本大学並びに本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って、土木工学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の項目にある教育を行うカリキュラムを編成します。

全学共通初年次教育科目を含む教養科目、自然科学科目・情報処理科目を通し、自主創造やロハスの工学に関する概念を理解し、豊かな教養と自然科学に関する基礎知識を身に付ける教育を行う。その上で、専門教育科目を通し、社会基盤と環境に関する土木工学の基礎知識を修得できる教育を行う。

外国語科目を通し、語学の基礎を学修すると共に、高い倫理観、安全性や自然との共生に関する基礎知識を養う科目を通し、国際社会や地域社会における多様な価値観を理解し、社会システムの基本とすべき事柄を修得できる教育を行う。

実験・実習科目や、ゼミナール、卒業研究等を通し、人間性豊かな技術者として、自主的かつ継続的に物事を考え、行動すると共に、他者とのコミュニケーションを図り、協働して課題解決にあたる能力を修得できる教育を行う。

土木工学の分野で求められるものづくりに対する基礎技術・技能を養う科目を通し、実践的技術者として多様な資格取得を目指すための基礎を修得できる教育を行う。

## 建築学科 カリキュラム・ポリシー

建築学科では、日本大学並びに本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿う、建築学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の項目にある教育を行うカリキュラムを編成します。

建築士試験の指定科目と建築に必要な幅広い専門知識の学修を系統立てて全学年で行い、建築学に関する知識を自主的かつ継続的に身につける教育を行う。

建築を取り巻く広い意味での環境を客観的に理解し、持続可能な社会に向けて他分野の幅広い人とも協働して取り組める力を身につける教育を行う。

設計演習や実験科目を通して、専門的な情報を収集・整理・分析し計画的にまとめ上げ、自分の考えを適切にわかりやすく伝える力を身につける教育を行う。

ゼミナールや卒業研究を通して、論理的思考や創造的な建築技術を身につけ、社会における建築の役割を理解し、その課題の解決策を専門的に表現できる教育を行う。

## 機械工学科 カリキュラム・ポリシー

機械工学科では、日本大学並びに本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿った機械工学科のディプロマ・ポリシーを達成するため、以下の項目にある教育を行うカリキュラムを編成します。

基礎製図、数値計算リテラシー、ロハス工学 I を設置し、ロハスの機械を学ぶ上のモチベーションを高める教育を行う。

4 力学（機械力学、材料力学、熱力学及び流れの力学）を中心とする機械系基礎について充実した教育を行う。

機械設計製図、機械工学実習、企業実習、コンピュータ援用に関する科目等による実践的教育を行う。

学生の習熟度に応じた教育を行う。

ロハス工学、ヒューマンダイナミクス工学等の専門教育科目や総合教育科目による機械と人間、社会及び自然との関わりに関する知識を提供する教育を行う。

実験、実習、ゼミナール等を通じて、まとめる力やプレゼンテーション力を高めるための直接指導による教育を行う。

ロハスの工学に関する卒業研究をはじめ、システムダイナミクス、エネルギーシステム及びシステムインテグレーションに関する卒業研究を指導することによる教育を行う。

## 電気電子工学科 カリキュラム・ポリシー

電気電子工学科では、日本大学並びに本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿う、電気電子工学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の項目にある教育を行うカリキュラムを編成します。

電気回路、電磁気学、電子回路等の専門科目を通じて情報通信・電気・電子に関する基礎知識と技術を身につける教育を行う。また、工学の基礎であり、発展のためとなる物理学や工科系数学等の自然科学科目などの幅広い教養を身につける教育を行う。

外国語科目の修得を通じて、国際的視野に立って活躍するために必要なコミュニケーション能力を身につける教育を行う。

実験・実習を通じて工学的に考察できる能力に加え、社会貢献に寄与できる課題を設定し、解決するためのデザイン能力を身につける教育を行う。

技術者倫理等の学修を通じて新たな技術要望に対応できるよう倫理観をもって自主的かつ継続的に学修する能力を身につける教育を行う。また、情報通信・電気・電子に関わる技術の社会環境の変化の新たな課題を認識し、柔軟で総合的な判断に基づいた遂行能力及びまとめる能力を身につける教育を行う。

電気主任技術者、教員、臨床工学技士等の免許の取得により、人類の生活と社会や福祉への貢献に際して、物事を総合的に判断し得る能力を身につける教育を行う。

## 生命応用化学科 カリキュラム・ポリシー

生命応用化学科では、日本大学並びに本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿う、生命応用化学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の項目にある教育を行うカリキュラムを編成します。

全学共通初年次教育科目を含む教養科目では、人間性豊かな技術者になるための素養を身につける教育を行う。中でも全学共通初年次教育科目では、アクティブラーニングを取り入れながら、自ら考え行動できる自主創造力を養い、また、応用化学及び生命化学分野の技術について、議論することにより、持続可能な社会の実現とのつながりを意識した幅広い専門教育科目への導入を目的とした教育を行う。外国語科目では英語の基礎力をつけるとともに生命応用化学分野の専門的な英語講

読を行い、グローバルに活躍する技術者を目指す教育を行う。体育科目では、心身の健康を育み、また集団での行動が身につけられる教育を行う。

自然科学科目では、数学、物理、化学について、入学前に学んだ基礎知識の再確認に加え、専門教育科目の理解の基礎となる分野についての教育を行う。

専門教育科目及び専門共通科目では、健康で持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え行動でき、社会に貢献できる専門知識を身につける教育を行う。そのため、基礎と実験を重視する学修を行っている。最終学年では卒業研究を通して、より実践的な自主創造の力を身につける。

資格に関わる科目では、キャリア養成の一環として、教育免許（理科、数学、工業及び技術）の取得のための教育を行う。

## 情報工学科 カリキュラム・ポリシー

情報工学科では、日本大学並びに本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿う、情報工学科のディプロマ・ポリシーを達成するために、以下の項目にある教育を行うカリキュラムを編成します。

社会や人間を理解するために、社会科学や人文科学の基礎的な教育を行う。  
また、国際化社会において必要とされる基礎的な外国語教育を行う。

数学、自然科学の基礎知識を理解し、物理・化学の基本的な実験を行うことができる能力を養うための教育を行う。また、コンピュータの仕組みや機能の概要を理解し、基本的な操作を行うことができる能力を養うための教育を行う。

情報技術が社会に与える影響や、情報社会の一員としての責任と義務を理解するための教育を行う。

情報系技術者として必要な 1) コンピュータシステムやアーキテクチャの知識とその応用能力、2) アルゴリズムを理解する能力とプログラムを開発する能力、3) コンピュータシステムを利用した情報システムや情報処理の知識とその応用能力、4) 情報工学の基礎となる数学の知識とその応用能力、を修得するための教育を行う。

課題を解決するために、論理を積み重ねて検討や考察を行い、適切な解答を導くことができる能力を養うための教育を行う。また、課題を解決するために、具体的に実行すべき事柄を考え、自主的な努力や他者との協働ができる能力を養うための教育を行う。

課題を遂行するために、協働者や指導者と適切なコミュニケーションをとり、得られた結果を文書や口頭で適切に報告することができる能力を養うための教育を行う。

## 工学部（学士(工学)）の卒業の認定に関する方針

日本大学工学部は、日本大学教育憲章に基づき、「日本大学の目的及び使命」を理解し、次表に示す「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力に基づく本学部における能力を修得した者に、「学士（工学）」の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）	構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い知識・教養に基づく高い倫理観を涵養することができる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	日本及び世界の現状を理解し、説明する力	グローバル化する社会における工学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ、工学技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	工学の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	地球環境の保全や健康的な生活に工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	社会性を持つ工学技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	工学技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、工学技術者として自己を高めることができる。

### 土木工学科 ディプロマ・ポリシー

土木工学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに土木工学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士（工学）の学位を授与します。

社会基盤や環境の保全と防災力向上、資源の循環といった社会の要請に応える専門技術者として、豊かな教養、自然科学及び情報処理に関する基礎を養った上で、土木工学に関する基礎的な知識を有する。

高い倫理観と国際的な視野に立ち、国際社会や地域社会における多様な価値観の中で、自然との共生を図りつつ、健全で持続可能な社会システムのあり方について考えることのできる能力を有する。

人間性豊かな技術者として、自主的かつ継続的に物事を考え、行動すると共に、他者とのコミュニケーションや協働を通して、総合的に課題を解決できる能力を有する。

社会基盤の整備に実践的に従事できる技術者として、土木工学分野で求められるものづくりに対する基礎技術・技能を養い、多様な資格取得を目指すことのできる能力を有する。

### **建築学科 ディプロマ・ポリシー**

建築学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに建築学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士（工学）の学位を授与します。

建築学に関する幅広い知識と、専門性の高い「計画・設計」、「構造・材料」、「環境・設備」の知識を有する。

持続可能な社会の実現のために地球環境の保全や健康的な生活に建築学の立場から寄与できる能力を有する。

自らの専門分野で倫理観や責任感を持ち、幅広い教養と知識を活用して、自主的に実践できる能力を有する。

グローバル化を意識しながら、建築を通して幅広く社会に貢献できる能力を有する。

### **機械工学科 ディプロマ・ポリシー**

機械工学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに機械工学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士（工学）の学位を授与します。

機械エンジニアとしての基本的な能力を有する。

機械と人間、社会及び自然との関係を深く理解し、地球環境保護、資源再利用などの課題に挑戦できる基本的な能力を有する。

健康で持続可能な暮らしのために、「ロハスの機械」に関する知識を養い、工学の立場から寄与できる基本的な能力を有する。

### **電気電子工学科 ディプロマ・ポリシー**

電気電子工学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポ

リシー，並びに電気電子工学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において，規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して，学士（工学）の学位を授与します。

情報通信・電気・電子の各分野における専門知識や技術を体系的に理解していると共に，応用・実践できる能力を有する。また，この分野の理解に必要な自然科学科目と基礎的な情報技術が活用できる能力を有する。

国際的な視野に立って活躍するために必要なコミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力を有し，グローバル化する社会の一員として国際社会への貢献を実践し得る能力を有する。

実社会における異なる専門分野の技術者集団の中で，協調と円滑な課題遂行のためのチームワーク力が発揮でき，自己のもつ専門性を発揮することができる能力を有する。

社会人として倫理観をもち，情報通信及び電気電子技術に関わる社会環境の変化の新たな課題を自主的かつ継続的に解決することができ，第一線で活躍できる能力を有する。

修得した知識・技能を活用し，持続可能な社会の実現のため，地球環境，エネルギー，健康・生活に関して電気電子工学の立場にたって考え，さらに応用できる能力を有する。

## 生命応用化学科 ディプロマ・ポリシー

生命応用化学科では，「日本大学教育憲章」，本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー，並びに生命応用化学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において，規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して，学士（工学）の学位を授与します。

工学の基礎力及び実験を通して，自主的に考察し判断できる発想力と解析力を持ち，他者との協働を通じて課題を解決する能力を有する。

持続型社会の実現のため地球環境の保護や健康的な生活に工学の立場から寄与しようとする意欲と行動力及び継続的な学習能力を有する。

応用化学，環境化学及び生命化学における体系的な工学の基礎力を有する。

化学技術が社会と環境に及ぼす影響と，多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し，グローバル化する知識基盤社会の一員としての自覚を持てる幅広い教養と高い倫理観を有する。

社会性をもつ化学技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができるコミュニケーション力と、自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返ることができる自己分析力を有する。

## 情報工学科 ディプロマ・ポリシー

情報工学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに情報工学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士(工学)の学位を授与します。

社会や自分の将来について考えるための知識と能力を有する。

工学系専門知識を修得するために必要となる基礎知識と応用能力を有する。

情報系技術者としての倫理と職業観を有する。

情報系技術者として必要な専門知識と応用能力を有する。

課題を解決するために必要な論理的思考力及び実務処理能力を有する。

職務を遂行するために必要なコミュニケーション能力を有する。

## 日本大学の沿革及び概観

日本大学は、明治22年（1889年）10月4日、時の司法大臣・山田顕義伯爵（吉田松陰の門下）と宮崎道三郎、穂積八束、金子堅太郎らの11名の学者が日本の法律を教育する法学校の設立を企図し、設立者総代を宮崎道三郎として東京府に申請、創立した日本法律学校が前身です。

当時、教育の面では英、独、仏系“万能の世”。とくに法律学校はすべて英、独、仏系に属していました。これに対し本学の学祖・山田顕義らは、こうした情勢を深く憂え「海外の法理を摂取するとともに日本人の主体性を確立した日本法学の振興を図り、国運の発展を図りたい」と決意、当時の第一級の法学者を集め、日本法律学校を開校しました。初代校長にはハーバード大学ロースクールに学んだ新進気鋭の法律家である金子堅太郎が就任しました。

明治36年4月に専門学校令が公布されたのをうけて本学は同年8月に組織を改め日本大学と改称、同37年3月、専門学校令による大学となりました。大正9年4月には大学令による大学に昇格、昭和24年4月に新制大学へと移行しました。

本学初代学長には2代校長の松岡康毅が就任し、松岡はさらに大正11年に総長に就任、30有余年にわたり日本大学の発展に尽力しました。ついで平沼騏一郎、山岡萬之助、呉文炳、永田菊四郎、鈴木勝、高梨公之、木下茂徳、瀬在良男、瀬在幸安、小嶋勝衛、酒井健夫を経て、平成23年9月大塚吉兵衛が第13代総長（平成25年4月1日から「総長」が「学長」となる）に就任して現在に至っています。教育の方針は、中道を歩んで極端に走らず、穏健着実をモットーとし、創立以来独自の学風を築きあげました。

この間、創立100周年を期し、平成元年10月には天皇、皇后両陛下ご臨席のもと盛大に記念式典を挙行しました。さらに同記念事業の一環として平成6年10月、時代の要請に応えうる各種情報の受信・発信基地として、埼玉県所沢市に「総合学術情報センター」を開設し、今年本学は創立129年を迎えます。

また、アイゼンハワー米国大統領に対する名誉学位贈呈式が昭和35年10月、代理のマッカーサー駐日米国大使を迎えて行われたのをはじめ、昭和37年2月にはケネディ米国司法長官に対し、来日を機に名誉学位が贈呈されました。さらに、昭和38年5月には米国初の宇宙周回飛行をした宇宙飛行士、グレン2世海兵隊中佐（元米国上院議員：平成10年スペースシャトル「ディスカバリー」に搭乗、史上最高齢で再び宇宙飛行を達成）に対する名誉学位贈呈式が行われました。平成11年10月には、日本大学における女性初の名誉学位が国際連合人口基金のナフィス・サディク事務局長に贈呈されました。平成14年5月には、クリントン前米国大統領、平成15年11月には、ゴルバチョフ元ソ連大統領、このほか、ライシャワー駐日米国大使、パキスタン大統領、その他各国の学者・政治家など現在まで52名に名誉学位を贈呈するなど、国際親善と文化の交流に尽くしています。

現在、大学院20研究科、第一部・16学部87学科、第二部・1学部1学科、短期大学部5学科、通信教育部4学部、さらに各研究所、付属高校等多数を擁するわが国最大の総合大学です。校舎は延べ170万平方メートル、校有地3,130万平方メートル、教職員の数は平成29年5月1日現在7,233人、学生・生徒数平成29年5月1日現在96,103人、卒業生の総数は約115万人です。平成31年（2019年）には創立130周年を迎えます。

## 工 学 部 の 略 史

- 昭和4年4月 日本大学専門部工科として東京都千代田区神田駿河台に設置。
- 昭和22年4月 日本大学専門部工科が東京から現在地に移転。
- 昭和24年4月 新制大学となり、日本大学第二工学部として、土木工学科・建築学科・機械工学科・電気工学科・工業化学科の5学科を設置。
- 昭和29年4月 教職課程を設置。
- 昭和32年7月 創設10周年記念式典を挙行。
- 昭和41年4月 学部名を日本大学工学部に改称。
- 同年10月 創設20周年記念式典を挙行。
- 昭和45年4月 日本大学大学院工学研究科修士課程として、土木工学専攻・建築学専攻・機械工学専攻・電気工学専攻・工業化学専攻の5専攻を設置。
- 昭和47年4月 日本大学大学院工学研究科博士課程として、土木工学専攻・建築学専攻・機械工学専攻・電気工学専攻・工業化学専攻の5専攻を設置。
- 昭和48年4月 日本大学工学部工学研究所を設置。
- 昭和51年4月 日本大学大学院工学研究科修士課程を博士前期課程、同博士課程を博士後期課程に改称。
- 昭和52年10月 創設30周年記念式典を挙行。
- 昭和62年10月 創設40周年記念式典を挙行。
- 平成5年4月 情報工学科を設置、6学科となる。
- 平成9年4月 日本大学大学院工学研究科に情報工学専攻修士課程を設置、6専攻となる。
- 平成9年10月 創設50周年記念式典を挙行。
- 平成10年4月 電気工学科を電気電子工学科に改称。
- 平成11年4月 日本大学大学院工学研究科に情報工学専攻博士後期課程を設置、6専攻となる。
- 平成12年4月 工業化学科を物質化学工学科に改称。
- 平成14年3月 次世代工学技術研究センター開所。
- 平成14年4月 工学研究科電気工学専攻を工学研究科電気電子工学専攻に改称。
- 平成15年3月 環境保全・共生共同研究センター開所。
- 平成16年4月 工学研究科工業化学専攻を工学研究科物質化学工学専攻に改称。
- 平成18年4月 教室棟（70号館）竣工。
- 平成19年4月 創設60周年。
- 平成22年4月 物質化学工学科を生命応用化学科に改称。
- 平成25年4月 臨床工学技士課程を設置。
- 平成26年4月 工学研究科物質化学工学専攻を工学研究科生命応用化学専攻に改称。
- 平成29年4月 創設70周年。

# 日本大学学則（抜粋）

## 第1章 総 則

### 第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしなない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

### 第3節 教職員及び教授会

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は、別に定める。

第5条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授全員、3名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって、これを組織する。

第6条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

第7条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第8条 議長は、議事録を作成し、次回の教授会において、その承認を得なければならない。

第9条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること。
- ② 学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において教授会が審議することと定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第11条 教授会は、次の事項について報告を受けるものとする。

- ① 大学院に関すること。
- ② 学位論文の審査に関すること。
- ③ 当該学部の予算及び決算に関すること。
- ④ その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

### 第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6節 入学・在学・転学・転籍・休学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第21条 修業年限は、最低4年とし、在学年数は、8年を超えることができない。

2 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部薬学科の修業年限は、最低6年とし、在学年数は、12年を超えることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年数の期限内の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

5 本大学に編入学した者については、別に定める規定による。

第22条 他の大学から本大学学部へ転学又は本大学内における転部科を願い出た者については、別に定める規定によって許可することがある。

第23条 本大学に編入学、転学又は本大学内において転部科、若しくは転籍した者は、その学部へ2年以上在学しなければ卒業することができない。ただし、第21条第4項の規定に該当する場合はこの限りではない。

第25条 病気その他やむをえない事由により、引き続き3か月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

2 休学期間は1年以内とし、なお、休学を要する者は、許可を受けて更に1年以内の休学ができる。

第26条 休学者は、学期の始めてなければ復学することができない。

第27条 休学期間は、修業年数に算入しない。

第27条の2 本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学に留学することを許可することがある。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第28条 病気その他やむをえない事由のため、退学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で所属の学部長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

第29条 正当な理由で退学した者が、当該学部へ再入学を志望したときは、選考の上許可することがある。この場合には、既修授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

第30条 故なくして3か月以上学費の納付を怠った者は、これを除籍することができる。

第31条 故なくして欠席が長期にわたる者は、これを除籍することができる。

## 第7節 履修規定

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。ただし、医学部の授業科目の一部は、単位制によらず時間制を採用するものとする。

① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時

間の授業をもって1単位とする。

② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については15時間の授業をもって1単位とする。

③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第32条の2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には平常試験・定期試験・追試験・再試験及び卒業試験等がある。定期試験は学期末又は学年末に行い、追試験は、やむをえない事故のため定期試験を受けることのできなかった者のために行い、再試験は受験の結果不合格となった者のためにこれを行う。

3 追試験及び再試験は当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C及びDの5種をもってこれを表し、Sは90点以上、Aは80点以上、Bは70点以上、Cは60点以上、Dは59点以下とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 成績評価を係数化する必要のある場合は、S、A、B、C及びDをそれぞれ4、3、2、1及び0に換算する。なお、係数化についての事項は別に定める。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。

4 学生が許可を受けて他の大学又は短期大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

7 学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位

については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

8 学生が本大学に入学する前に行った第6項に規定する学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第37条の2 第32条の2に規定する授業によって修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

## 第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第21条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

## 第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 証明手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

2 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別に定める。

## 第14節 賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 日本大学情報管理宣言について

本大学は、以下の情報管理宣言を定めて情報管理の徹底に努めています。学生・生徒のみなさんも日本大学を構成する一員として、この宣言を尊重し、情報の取扱いについてのルールを守り、個人情報などを不用意に流出させることのないよう十分注意してください。

### 日本大学情報管理宣言

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

- 1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません
- 1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します
- 1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを誓います。